

問23 既存施設に対する報告の徴収は、どういう場合を想定しているのか。(第28条関係)

答23 条例による指導及び助言を行うために必要な限度において、都市施設の整備基準への適合状況について、「必要により」報告を求めることができることを規定したものである。

「必要により」とは、より公共性が高く、高齢者、障害者等の自立や社会参加に大きなかわりをもつ施設であって、その整備について市民からの要望が強い場合や整備基準に適合していないことによって事故が発生し、或いは発生する恐れが高い場合等合理的理由があると認められるものであり、みだりに報告を求めることは想定していない。

問24 「適合状況の報告」と「指導・助言」に正当な理由なく従わない場合は勧告できるとしているが、正当な理由とはどのようなケースを想定しているのか。(第29条関係)

答24 敷地の形状や施設の構造上の物理的な理由で改善できない場合や、改善工事を行うことにより経費が膨大となる場合などを想定している。

問25 公表は行政処分となるのか。(第30条関係)

答26 勧告等の行政指導（問18参照）に従わない場合に、その旨を公表することを規定している。

この公表には、罰則にかわる社会的制裁の意味があり、社会的に許容されない悪質な場合に行うものと考えている。

また、この公表は不利益処分ではないが、公表されることにより相手方は経済的な損失をもたらすため、社会的な制裁として機能する面がある。

このため、公表に当たっては都市施設の所有者・管理者に意見陳述の機会を与え、万全を期することになっている。

問26 「公共車両」「公共工作物」「住宅」の整備基準をなぜ設定しないのか。(第32条～36条)

答26 「公共車両」については、交通バリアフリー法の施行（平成12年11月15日、一部平成14年5月15日）により高齢者、障害者等に配慮した車両等の整備基準が設定されたところから、条例で独自に細かい基準を設定する事が適当でないと考えたものである。

「公共工作物」については、設置形態が多様であり、自動販売機などは全国的に生産されており、一律に基準を設定することが困難であるため規定していない。

「住宅」については、個人の嗜好が反映されている部分が多いため、一律に整備基準を設定することが適当でないため、規定していない。

従って、将来円滑に利用できるようそれぞれが配慮するようソフト面で規定しているものである。

問27 「公共車両」には、第33条第2項で「整備状況について報告を求めることができる」と規定しているが、なぜ、公共車両についてだけ報告を求めることができる旨を規定し、厳格に取り扱うのか。(第33条関係)

答27 「公共車両」については、高齢者、障害者等の利用頻度も高く移動の要となるものである。都市施設として、駅舎、公共交通機関のプラットフォーム、バス停などが整備されても、公共車両が高齢者、障害者等に安全かつ円滑に利用できるものでなくては整備の実効性が期待できない。このため、これらの車両等の導入促進がなされるように報告を求められることとし、第3項で公共交通事業者に対して指導及び助言が出来ることを規定している。

問28 なぜ国等に対して、手続きを除外したのか。(第37条関係)

答28 国等は、まちづくりを率先して推進する必要がある、他の法律においても規定されているので、手続きについては除外した。しかし、適用除外に変わるものとして、必要な措置を講ずるよう要請することができることを規定している。

《規則関係》

問29 別表第1の1の部(2)の項オに掲げる鍼、あん摩、マッサージ等の施術所は、同表同項エに掲げる無床診療所となぜ同等の取扱としたのか。

答29 建設省建築指導課長通達(昭和60年5月7日付け東住街発第49号)で「医療法にいう医業に類似するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に規定するあん摩業等の「施術所」も、診療所に含まれる」としているため、同等の規定としたものである。

問30 職員のみが利用するための研修施設は、別表第1の都市施設に該当するか。

答30 別表第1の都市施設は、条例第2条の「不特定かつ多数が利用する病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の施設で規則で定めるものとする。」を受けて規定しており、もっぱら職員のみが利用する研修施設は、不特定かつ多数が利用する研修施設とは言えず、就労の場としての事務所と同じ性格の施設とするのが適当であり、別表第1に掲げる事務所に含まれるものである。

問31 現金自動支払機(CD)又は現金自動預入支払機(ATM)等の機械のみを設置する無人のキャッシュサービスコーナーは銀行の施設に該当するか。

答31 建築物の部分は、銀行の支店の出張所として認可されているため、都市施設に該当する。ただし、CD、ATMの機械は建築物ではなく、公共工作物である。

問32 犬猫病院の取扱は別表第1のどの施設に該当するか。

答32 犬猫病院は、別表第1の1の部(2)の項に掲げる医療施設ではなく、(13)の項に掲げるサービス業店舗として取り扱う。

問33 神社、仏閣の建築物部分は、都市施設に該当するか。

答33 神社、仏閣で礼拝など宗教の用に供する部分は都市施設に該当しない。

ただし、礼拝堂を不特定多数の者が利用する施設として一般に開放し、結婚式場等として利用する場合は別表第1の1の部(7)の項に掲げる集会施設として取り扱う。

問34 予備校の取扱は別表第1の1の部(8)の項に掲げる教育施設等に該当するか。また、「その他これらに類する施設」とはどのようなものか。

答34 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校(小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校及び幼稚園)、同法第82条の2に規定する専修学校(専修学校、高等専修学校、専門学校)及び同法第83条に規定する各種学校をいうこととしており、予備校は各種学校に該当するため、別表第1の1の部(8)の項ウに掲げる学校として取り扱うものである。

また、「その他これらに類する施設」とは、自動車教習所、職業能力開発校、職業訓練校等である。

問35 知的障害者福祉工場の取扱は、工場としての位置づけか知的障害者援護施設等と同等の位置づけなのか、別表第1のどの施設に該当するか。

答35 知的障害者福祉工場は、別表第1の1の部(3)の項サに掲げる知的障害者援護施設の知的障害者授産施設と同等の位置づけとして知的障害者援護施設に含まれるものである。